

中間貯蔵施設と核燃料新税を考えてみませんか

【次第】

〔司会進行：事務局 栗橋伸夫〕

- ・開会のあいさつ……………「進め！ドクター大竹の会（略称）」 代表：野坂庸子
- ・基調講演 **原子力事業と地域経済** 講師：山田清彦氏（核燃サイクル1万人訴訟原告団事務局長）
- ・フリートーク……………会場のみなさんから質問や意見など
- ・閉会のあいさつ……………「進め！ドクター大竹の会（略称）」 副代表：櫛部孝行

【資料】

- ・使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書 / 各原発の使用済み燃料と貯蔵量と貯蔵能力
- ・全国の核燃料税の現状
- ・青森県による「核燃料税」の自治体配分/むつ市財政規模と電源三法交付金等の状況
- ・主な電源三法交付金の交付実績（県内自治体別/年度別）
- ・平成30年度電源立地地域対策交付金を活用した事業概要の公表について
- ・核燃料新税検討状況まとめ（抜粋）…むつ市「新税検討プロジェクトチーム」編
- ・最近の新聞記事（核燃新税&中間貯蔵問題&伊方原発訴訟関連）



再処理しても、しなくても故郷の未来は「核まみれ」になるのか

高レベル核廃棄物を巡る河野太郎氏の発言 2015.2.25 河北新報→
2015.2.25 東奥日報↓

核燃サイクル

「政府と青森県真摯に話を」

原発の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の最終処分問題を議論した24日（しんし）に話をすべきだ」と主張する河野氏は「青森に持ち

自民・河野太郎氏 持論展開

森問題から目を背け「フイ 有害度低減に資するため クション」を続けるのはも だ」と理解を求めた。政府はエネルギー基本計 はや無理だ」と強調した。 経済産業省資源エネルギー 画で、サイクル政策に柔軟 性は持たせるとして使用済 み核燃料の直接処分の研究 策の継続は青森との約束も があるが、資源の有効利用や 推進を明記。意見公募中の 高レベル廃棄物最終処分の 基本方針案にも盛り込ん だ。

高レベル廃棄物「青森で暫定保管を」 河野氏、地元「要請訴え」

エネ庁反論「県と約束」

自民部会

高レベル放射性廃棄物の最終処分を進めるために政府が示した基本方針の改定案などを議論する自民党の部会が24日、党本部で開かれた。改定案はおおむね了解されたが、核燃料サイクルに反対する議員から「政府はそろそろ青森県と真摯に話をし、再処理に関する国策の変更もありうる、しばらくの間使用済み核燃料を保管してほしい」と言わない」との意見も飛び出した。

これに対し、出席した資源エネルギー庁の幹部は「青森県とは立地上の約束があり、それを前提に政策を進めている」と反論。サイクル政策の継続は青森との関係というより、資源の有効利用や廃棄物の有害度低減・減容化に資するからだ」と強調した。

また、17日に示された政府の基本方針改定案は、同燃料を再処理せず地中に埋める「直接処分」の研究を進めることも盛り込んでおり、現行のサイクル路線の見直しには含みを持たせて

本県への「申し入れ」を訴えたのは河野太郎衆院議員。河野氏は、日本学術会

源エネルギー庁の幹部は「青森県とは立地上の約束があり、それを前提に政策

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに關し了承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

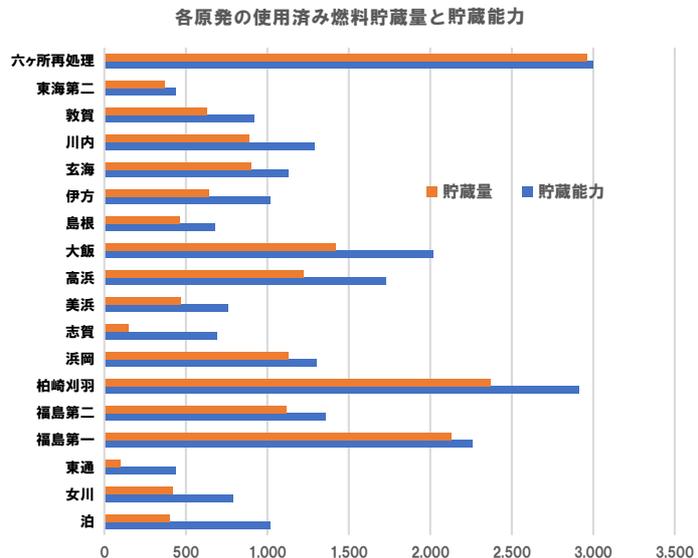
この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年10月19日

- (甲) 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申 吾
- (乙) むつ市金谷一丁目1番1号
むつ市長 杉山 肅
- (丙) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表取締役社長 勝 俣 恒 久
- (丁) 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
代表取締役社長 市 田 行 則

各原発の使用済み燃料貯蔵量と貯蔵能力

原発名	貯蔵能力	貯蔵量	貯蔵率
泊	1,020	400	39%
女川	790	420	53%
東通	440	100	23%
福島第一	2,260	2,130	94%
福島第二	1,360	1,120	82%
柏崎刈羽	2,910	2,370	81%
浜岡	1,300	1,130	87%
志賀	690	150	22%
美浜	760	470	62%
高浜	1,730	1,220	71%
大飯	2,020	1,420	70%
島根	680	460	68%
伊方	1,020	640	63%
玄海	1,130	900	80%
川内	1,290	890	69%
敦賀	920	630	68%
東海第二	440	370	84%
六ヶ所再処理	3,000	2,960	99%
合計	23,760	17,780	75%



全国の核燃料税の現状

(全国原子力発電所所在市町村協議会調べ 2019.4.1 現在)

【使用済み核燃料税】

市町村	税率	備考
柏崎市	使用済み核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 1kg あたり 480 円	法定外目的税として、平成 15 年度より課税
伊方町	使用済み核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 1kg あたり 500 円 (使用済み燃料とした日から 5 年を経過したものに限る。)	法定外普通税として、平成 30 年度より課税
玄海町	使用済み核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 1kg あたり 500 円 (使用済み燃料とした日から 5 年を経過したものに限る。)	法定外目的税として、平成 29 年度より課税
薩摩川内市	1 基の発電用原子炉につき 157 体を超える数量 1 体あたり 250,000 円	法定外普通税として、平成 16 年度より課税

【核燃料税】

都道府県	税率	市町村配分	対象市町村数
北海道	(価額割) 8.5% (出力割) 37,750 円/1,000kW/3 ヶ月	4 町村で 2 億 8,000 万円 (1 町村 7,000 万円)	立地… 1 周辺… 3
青森県	(ウランの濃縮) 36,500 円/kg (原子炉の設置) 38,250 円/1,000kW/3 ヶ月 (核燃料の挿入) 8.5% (使用済み燃料の再処理施設への受け入れ) 19,400 円/kg (使用済み燃料の再処理施設での貯蔵) 1,300 円/kg ※当面は 8,300 円/kg (放射性廃棄物の埋設) 52,400 円/m ³ (廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物管理) 1,614,600 円/本	30 億円または 18%のいずれか低い額 (うち、立地市町村 50%、周辺市町村 50%)	立地… 4 周辺… 11
宮城県	(価額割) 12% (出力割) 7,000 円/1,000kW/3 ヶ月	20%	立地… 2
茨城県	(原子炉の設置) 30,500 円/1,000kW/3 ヶ月 (核燃料の挿入) 8.5% (使用済み燃料の受入れ) 60,100 円/kg (使用済み燃料の保管) 1,500 円/kg (高放射性廃液の保管) 1,594,000 円/m ³ (ガラス固化体の保管) 1,219,000 円/本 (プルトニウムの保管) 5,100 円/kg (放射性廃棄物の発生) 106,000 円/m ³ (放射性廃棄物の保管) 5,100 円/m ³	20%	立地… 4 周辺… 10
静岡県	(価額割) 8.5% (出力割) 29,500 円/1,000kW/3 ヶ月	23%	立地… 1 周辺… 10
新潟県	(価額割) 8.5% (出力割) 33,000 円/1,000kW/3 ヶ月	20%	立地… 2
石川県	(価額割) 8.5% (出力割) 34,900 円/1,000kW/3 ヶ月	市町村配分なし	—
福井県	(価額割) 8.5% (出力割) 45,750 円/1,000kW/3 ヶ月 ※廃止措置中は 1/2 (搬出促進割) 250 円/kg/3 ヶ月	40%	立地…4 周辺…4 事務組合…1
島根県	(価額割) 8.5% (出力割) 40,600 円/1,000kW/3 ヶ月 ※廃止措置中は 63,000 円/1,000kW/3 ヶ月	20%	立地…1 周辺…3
愛媛県	(価額割) 8.5% (出力割) 44,000 円/1,000kW/3 ヶ月 ※廃止措置中は 1/2 (核燃料物質重量割) 500 円/kg	1/3	立地…1 周辺…1
佐賀県	(価額割) 8.5% (出力割) 46,000 円/1,000kW/3 ヶ月 ※廃止措置中は 1/2 (核燃料物質重量割) 500 円/kg	3 市町で 4 億 5,000 万円 (1 市町 1 億 5,000 万円)	立地…1 周辺…2
鹿児島県	(価額割) 8.5% (出力割) 48,450 円/1,000kW/3 ヶ月	市町村配分なし	—

※福島県…(平成 24 年 12 月 31 日より、福島県核燃料税条例は失効)

青森県による「核燃料税」の自治体配分(単位:千円)

単位:千円

	市町村	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	7年合計	配算比率
立地市町村	むつ市	192,389	216,150	323,295	322,380	321,630	321,210	319,650	2,016,704	11%
	六ヶ所村	385,508	432,940	649,410	649,410	649,410	649,545	694,545	4,065,768	22%
	大間町	144,733	162,020	239,100	237,975	237,120	235,755	234,150	1,490,853	8%
	東通村	167,733	188,890	288,195	290,235	291,840	293,490	296,655	1,817,118	10%
	小計	890,443	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	9,390,443	50%
周辺市町村	十和田市	92,143	99,978	152,550	152,565	152,535	152,505	152,445	954,721	5%
	三沢市	106,143	112,477	173,910	173,940	173,910	174,255	174,150	1,089,068	6%
	平内町	71,654	76,939	118,095	118,275	118,380	117,960	117,990	739,293	4%
	野辺地町	96,292	100,978	156,675	156,705	156,690	156,555	156,570	980,465	5%
	七戸町	73,274	78,470	119,910	119,535	119,430	119,070	119,070	748,759	4%
	六戸町	69,962	74,979	114,900	114,765	114,600	115,050	114,870	719,186	4%
	横浜町	94,129	98,477	152,970	153,120	153,180	153,060	152,970	957,909	5%
	東北町	73,933	129,838	161,760	161,865	161,910	161,700	161,715	1,012,721	5%
	おいらせ町	74,236	79,888	122,400	122,295	122,190	122,880	123,000	766,889	4%
	風間浦村	69,223	74,038	113,520	113,325	113,400	113,400	113,535	711,356	4%
	佐井村	69,170	73,938	113,310	113,325	113,400	113,400	113,535	710,078	4%
小計	890,442	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	9,390,442	50%	
合計	1,780,885	2,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	18,780,885	100%	

むつ市財政規模と電源三法交付金等の状況

単位:千円

年度	歳入総額	電源3法等支出金		核燃料税	合計	比率	歳出総額	歳入-歳出
		国庫支出金	県支出金					
1980年度	47,610	9,072,263			0	0.00%	9,010,217	62,046
1981年度		9,830,697			0	0.00%	9,780,870	49,827
1982年度		9,851,225			0	0.00%	9,789,245	61,980
1983年度		10,943,566			0	0.00%	10,850,185	93,381
1984年度		11,062,704			0	0.00%	11,248,119	-185,415
1985年度	49,292	11,332,156			0	0.00%	11,731,553	-399,397
1986年度		10,750,386		1,400	1400	0.01%	11,307,293	-556,907
1987年度		11,674,255		1,400	1400	0.01%	12,240,056	-565,801
1988年度		12,460,754		20,400	20400	0.16%	13,018,951	-558,197
1989年度		14,169,168		214,349	214349	1.51%	14,662,084	-492,916
1990年度	48,470	15,540,554	3,750	462,310	466060	3.00%	15,964,870	-424,316
1991年度		17,427,880	3,239	119,607	122846	0.70%	17,557,897	-130,017
1992年度		16,583,170	14,642	137,629	152271	0.92%	16,580,232	2,938
1993年度		16,034,561	14,500	368,003	382503	2.39%	16,027,878	6,683
1994年度		17,065,648	35,324	646,722	682046	4.00%	16,978,402	87,246
1995年度	48,883	18,235,333	37,585	697,636	735221	4.03%	18,184,744	50,589
1996年度		18,271,030	20,999	609,379	630378	3.45%	18,260,252	10,788
1997年度		19,711,477		466,180	466180	2.37%	19,608,543	102,934
1998年度		19,080,313		545,611	545611	2.86%	19,424,262	-343,949
1999年度		20,535,888		1,211,279	1211279	5.90%	21,179,425	-643,537
2000年度	49,341	18,205,323		1,182,479	1182479	6.50%	18,685,218	-479,895
2001年度		18,944,547		1,290,132	1290132	6.81%	19,598,962	-654,415
2002年度		17,830,511		811,915	811915	4.55%	19,296,996	-1,466,485
2003年度		18,485,784		808,420	808420	4.37%	19,786,993	-1,301,209
2004年度		29,596,025		422,940	422940	1.43%	31,506,793	-2,227,553
2005年度	64,052	29,019,025	200,000	1,013,226	1213226	4.18%	31,506,793	-2,487,768
2006年度		30,308,809	975,478	944,471	1919949	6.33%	32,434,851	-2,134,453
2007年度		29,123,756	783,006	875,007	1658013	5.69%	31,225,599	-2,103,204
2008年度		31,119,257	240,000	1,640,892	1880892	6.04%	32,528,049	-1,462,079
2009年度		37,289,005	341,173	1,636,134	1977307	5.30%	37,974,379	-730,966
2010年度	63,838	38,018,462	356,080	2,274,888	2630968	6.92%	37,416,956	421,617
2011年度		35,714,288	1,627,800	1,199,000	2826800	7.92%	35,428,187	110,701
2012年度		34,745,271	1,567,300	1,329,928	3089617	8.89%	34,310,007	425,854
2013年度		33,760,676	1,570,100	1,192,100	2978350	8.82%	33,418,695	341,981
2014年度		32,919,322	1,538,900	898,800	2760995	8.39%	32,354,550	554,722
2015年度	60,966	34,221,703	1,578,000	586,000	2486380	7.27%	33,744,732	476,971
2016年度		34,160,126	1,605,578	283,368	2210576	6.47%	33,845,012	315,114
2017年度		34,405,779	1,522,206	363,266	2206682	6.41%	34,001,681	404,098

実績表

令和1年6月24日
工本ルギ一総合対策局
原子力立地対策課

主な電源三法交付金の交付実績(自治体別集計)

(単位:千円)

区分	これまでの交付実績 (S56~H30)	直近2ヶ年の交付実績	
		平成29年度	平成30年度
十和田市	21,554,845	817,652	815,284
三沢市	16,479,282	542,164	557,985
むつ市	46,493,121	2,245,472	2,096,872
平内町	5,414,351	188,652	188,873
野辺地町	8,364,324	273,396	343,600
七戸町	7,897,413	273,653	273,525
おいらせ町	9,365,519	667,214	326,852
六戸町	4,988,322	191,126	192,628
楳浜町	10,713,623	183,880	181,976
東北町	13,171,817	418,169	416,418
六ヶ所村	62,854,485	2,395,383	2,399,723
大間町	14,906,196	203,858	487,699
東通村	37,625,861	764,401	705,655
風間浦村	3,494,439	80,132	71,015
佐井村	3,700,789	204,953	71,714
青森市	375,573	11,667	11,667
八戸市	242,922	7,000	7,000
黒石市	230,700	11,400	11,400
平川市	302,405	11,400	11,400
櫛ヶ沢町	302,670	11,400	11,400
梁瀬町	324,119	11,400	11,400
西目屋村	344,458	47,438	7,000
三戸町	302,610	11,400	11,400
五戸町	146,000	7,000	7,000
南部町	146,000	7,000	7,000
陸上町	143,118	7,000	7,000
その他	1,153,463	0	0
給付金加算措置積立金	300,165	25,000	25,000
(小計)	271,338,590	9,619,210	9,258,486
県	72,490,226	3,822,600	4,445,832
合計	343,828,816	13,441,810	13,704,318

- この表は、「電源立地地域対策交付金」、「原子力発電施設等立地地域特別交付金」及び「核燃料サイクル交付金」について、当該年度に交付された交付金を集計したものである。
- 交付金には、原子力立地給付金(以下「給付金」)を含み、市町村ごとに集計している。
- 交付金の中には、「県の給付金に係る事務費」及び「事務交付金」を含んでいない。
- 次年度に事業継続となった分については、申請年度分に含んでいる。
- 一部事務組合に交付されている分については、原則、限度額内示の際に当該交付金が配分されている市町村に含めて整理している。

実績表の参考資料

主な電源三法交付金の交付実績(総額集計)

年度	交付実績(単位:千円)
昭和56年度	32,836
昭和57年度	33,776
昭和58年度	33,776
昭和59年度	33,776
昭和60年度	33,776
昭和61年度	33,776
昭和62年度	30,776
昭和63年度	44,730
平成元年度	2,330,256
平成2年度	5,258,506
平成3年度	2,936,254
平成4年度	5,303,314
平成5年度	10,094,494
平成6年度	12,695,972
平成7年度	12,958,614
平成8年度	12,760,191
平成9年度	7,422,281
平成10年度	6,612,287
平成11年度	9,515,090
平成12年度	10,364,028
平成13年度	11,210,846
平成14年度	9,155,408
平成15年度	9,472,471
平成16年度	8,872,262
平成17年度	8,553,224
平成18年度	13,660,856
平成19年度	13,899,423
平成20年度	14,149,601
平成21年度	13,009,317
平成22年度	13,405,768
平成23年度	19,144,724
平成24年度	18,543,377
平成25年度	18,374,979
平成26年度	16,757,511
平成27年度	15,418,976
平成28年度	14,122,865
平成29年度	13,441,810
平成30年度	13,704,318
合計	343,828,816

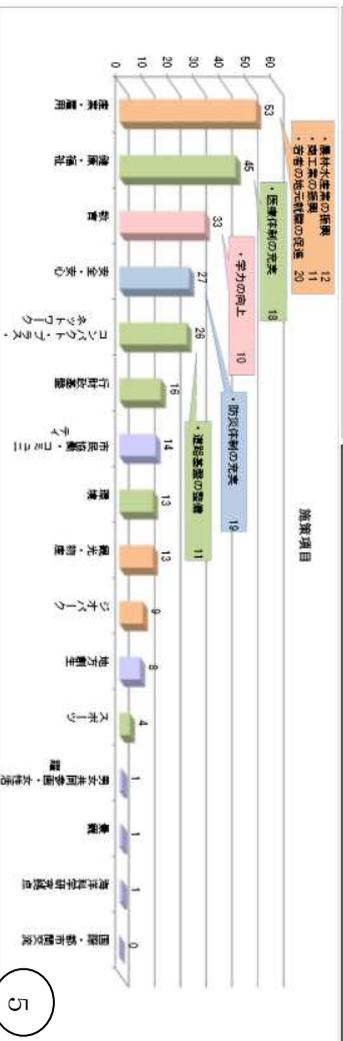
平成30年度電源立地地域対策交付金を活用した事業概要の公表について

(単位：千円)
※むつ・下北分

自治体	交付金事業の名称	交付金事業の概要	総事業費	交付金額	交付金事業の実施場所
むつ市	むつ市消防活動提供事業	市内3消防署、2消防分署の運営経費(消防職員140人分の人件費12ヶ月分)	929,990	280,000	むつ市小川町二丁目ほか4件
むつ市	むつ市健康推進事業	保健予防対策の推進に係る運営経費(看護師・保健師等21人分の人件費12ヶ月分)	163,225	122,000	むつ市一円
むつ市	むつ市ウエルネスパーク等管理運営事業	ウエルネスノレウ、大畑地区体育施設及び下北自然の家の維持運営経費(指定管理料11ヶ月分)	222,075	180,000	むつ市真砂町ほか2件
むつ市	むつ市社会教育施設運営事業	公民館及び図書館の管理運営経費(職員31人の12ヶ月分人件費、電気料・上下水道料10ヶ月分)	100,471	81,000	むつ市大湊浜町ほか14件
むつ市	むつ市乳幼児等医療費給付事業	乳幼児の医療費のうち自己負担に係る費用を給付10ヶ月分	42,822	24,184	むつ市一円
むつ市	むつ市妊婦健診委託事業	妊婦を対象にした各種健康診査に係る委託料11ヶ月分	33,288	33,000	むつ市一円
むつ市	むつ市健康診査委託事業	市民を対象にした各種がん検診に係る委託料10ヶ月分(国補助対象者を除く)	50,410	40,000	むつ市一円
むつ市	むつ市一般廃棄物収集運搬等事業	一般廃棄物収集運搬業務委託23件、資源ごみ分別運搬業務委託2件12ヶ月分	223,582	220,000	むつ市一円
むつ市	むつ市下水道施設等維持運営事業	下水道施設(下水道処理場6箇所、マンホールポンプ44基)電気料	25,077	19,000	むつ市一円
むつ市	むつ市小中学校維持運営事業(燃料)	市内22小中学校の冬期燃料費(灯油・A重油3ヶ月分)	31,309	28,000	むつ市柳町二丁目ほか21件
むつ市	むつ市地域振興基金造成事業	消防活動提供事業運営のための基金造成事業	416,000	416,000	むつ市一円
むつ市	むつ市予防接種助成事業	四種混合、MR混合、ヒ7ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の接種費用の	67,577	65,000	むつ市一円
むつ市	むつ市学校給食・環境整備提供事業	市内小中学校の給食提供及び教育環境整備に係る運営経費(調理師・用務員等のべ82人分の人件費12ヶ月分)	159,177	149,449	むつ市柳町二丁目ほか21件
むつ市	むつ総合病院運営事業	むつ総合病院の運営経費(看護職員257名の人件費5ヶ月分)	393,380	360,000	むつ市小川町一丁目
大間町	大間町ブルーミングエスエイバル	大間町ブルーミングエスエイバルイベント企画運営委託料へ種苗育成センターの光熱水費(電気料11ヶ月分、上下水道料10ヶ月分)、燃料費11ヶ月分、飼料費、修繕費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費12ヶ月分へ充当する	24,355	20,000	45-100
大間町	種苗生産事業	2小学校、2中学校の光熱水費(電気料11ヶ月分、上下水道料10ヶ月分)、燃料費11ヶ月分、委託料12ヶ月分、臨時用務員4名分の賃金12ヶ月分へ充当する	30,955	27,000	大間町狼丁37-2ほか
大間町	小中学校維持運営事業	幼稚園の光熱水費(電気料11ヶ月分、上下水道料10ヶ月分)、燃料費11ヶ月分、委託料12ヶ月分、職員5名分の給料・職員手当12ヶ月分	25,180	7,800	大間町大間平20-38
大間町	大間町公共施設維持運営基金造成事業	大間町公共施設維持運営のための基金造成事業	83,281	83,281	大間町一円
東通村	東通村電源立地地域対策交付金基金造成事業(事業運営基金)	東通村消防活動提供事業等運営のための基金造成事業	235,977	235,977	東通村大字砂子又
東通村	東通村電源立地地域対策交付金基金造成事業(事業運営基金)	街路灯維持運営事業等のための基金造成事業	100,000	100,000	東通村大字砂子又
東通村	東通村電源立地地域対策交付金基金造成事業(事業運営基金)	後年度における各種事業運営費(人件費、委託費)に充てるための基金造成	251,046	251,046	東通村大字砂子又字沢内
風間浦村	風間浦村電源立地地域対策事業基金造成事業	公共施設維持運営の一部に充当するため基金造成を行うもので	61,263	61,263	風間浦村一円
佐井村	佐井村公共施設維持運営基金造成事業	公共施設維持運営のための基金造成事業	2,957	2,957	佐井村大字佐井
佐井村	佐井村公共施設維持補修基金造成事業	公共施設維持補修のための基金造成事業	55,223	55,223	佐井村大字佐井

市民団体アンケートの概要

- ▶ 本市総合経営計画で定めている施策の中から1団体につき「優先する施策」を10個まで選択してもらい、選択いただいた施策に係るご意見又は具体的な事業内容のご提案」をいただいた
- ▶ 実施期間：令和元年9月27日～10月16日
- ▶ 対象団体：教育、経済、福祉、産業等に関連する27の市民団体



新税を財源とする主な事業（財政需要）

- ◆ 中間貯蔵施設の立地、運転開始に伴い必要となる事業について、市民アンケートの結果も考慮し、以下のとおりプロジェクトチームの検討案をまとめた。

区分		事業費（億円）
原子力安全対策事業	防災体制の整備等に要する事業	32.3
生業安定対策事業	産業振興や雇用創出等に要する事業	2.6
民生安定対策事業	住環境の整備等住民の暮らしの安定に要する事業	274.0
共生対策事業	地域のイメージ向上及び共生対策に要する事業	33.7
合計		342.6

※事業費は2021年度から2025年度までの5年間のおおよその金額。
※具体的な実施事業は今後調整の上、決定する。

税収見込額

- ◆ 試算の前提条件（使用済燃料に関して）

1. 搬入開始年度：2021年4月
2. 年間搬入数量：2019年1月にRFS社が原子力規制委員会に提出した「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書」の貯蔵計画に基づき下表のとおり
3. 課税期間：2021年度から2025年度の5年間
4. 税率：受け入れ 19,400円/kg、貯蔵 1,300円/kg

◆ 税収見込額

年度	受け入れ		貯蔵		税収合計
	受け入れ量	税率19,400円	貯蔵量（累計）	税率1,300円	
2021年度	12,000kg	2.33億円	12,000kg	0.15億円	2.48億円
2022年度	60,000kg	11.64億円	72,000kg	0.94億円	12.58億円
2023年度	97,000kg	18.82億円	169,000kg	2.20億円	21.02億円
2024年度	101,000kg	19.59億円	270,000kg	3.51億円	23.10億円
2025年度	150,000kg	29.10億円	420,000kg	5.46億円	34.56億円
計	420,000kg	81.48億円	420,000kg	12.26億円	93.74億円

税率の考え方

- ◆ 新税を財源とする主な事業（財政需要）の全体事業費は5年間で約342.6億円と試算。

- ◆ この事業費を補う財源となるよう使用済燃料中間貯蔵施設における燃料搬入計画に合わせて税率検討案を算出。

- ◆ 特定納税義務者の担税力とのバランスも考慮する必要があるが、他自治体の事例を参考に今後協議するにあたっての試算として、受け入れ19,400円/kg、貯蔵1,300円/kgとする。
（税収見込みは5年間で約93.7億円）

検討内容（現時点案）

核燃料新税検討状況まとめ（抜粋）

「新税検討プロジェクトチーム」

- 法定外普通税
- 使用済燃料の貯蔵事業者
- 使用済燃料貯蔵施設における使用済燃料の受け入れ及び貯蔵
- 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- 5年を目途として見直しを検討
- 受け入れ19,400円/kg
- 貯蔵1,300円/kg
- 財政需要について、市民団体へのアンケートを実施した上で検討する
- 外部有識者から意見聴取を行う

1

検討スケジュール

- ◆ 年度内を目標に条例案の作成、関係機関との協議を進める。
- ◆ プロジェクトチーム会議については、月に1回程度実施。
- ◆ 実際の市議会への条例案上程時期はRFS社の設工認審査が終了(2019年度下期予定)し、事業許可の時期が見極められるようになったタイミングで判断する。(現在の事業者見込みは2021年度事業開始)

	2019		2020		2021
	上期	下期	上期	下期	上期～
☆ 条例案検討 関係機関との協議			☆ 議会 上程		☆ 条例 施行
☆ 設工認審査 終了 (事業者の目標)					☆ 事業 開始 (事業者の見込み)

3

国、県への支援要請

- ◆ 厳しい財政状況の中、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設の操業開始に向け、必要となる安全対策、地域振興策を実施するためにさらなる恒久的な財源創出が求められている。
- ◆ また、国策である核燃料サイクル政策に協力し関連施設の立地を受け入れたにも関わらず、度重なる操業延期により、期待されていた経済活性化が見られず、地域経済が危機的状況に陥っている。
- ◆ こうした状況から、国、県に対し、財政支援を要請し、**国からは、今年度、10億円の新交付金による支援が決定。**(複数年度に分けて交付予定。)
- ◆ 一方で、県においては、再三に渡り要望していた**青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分見直し**について、**議論は平行線をたどり、応じてもらえない状況。**

国の対応



H31. 2月 4市町村長懇談会
経済産業大臣へ要望

【要請内容】
「新規制案準備適合性審査の大幅な遅れが、国策に協力している立地自治体の負担となり立地地域の産業及び見込みが伸びている現状を鑑み、配分方法について改善すること。
核燃料物質等取扱税の交付金は、立地市町村への配分額も増やすべき

【結果】
今年度、新たに「原子力発電施設等立地地域経済振興準備事業交付金」によりむつ市へ10億円の支援！

県の対応



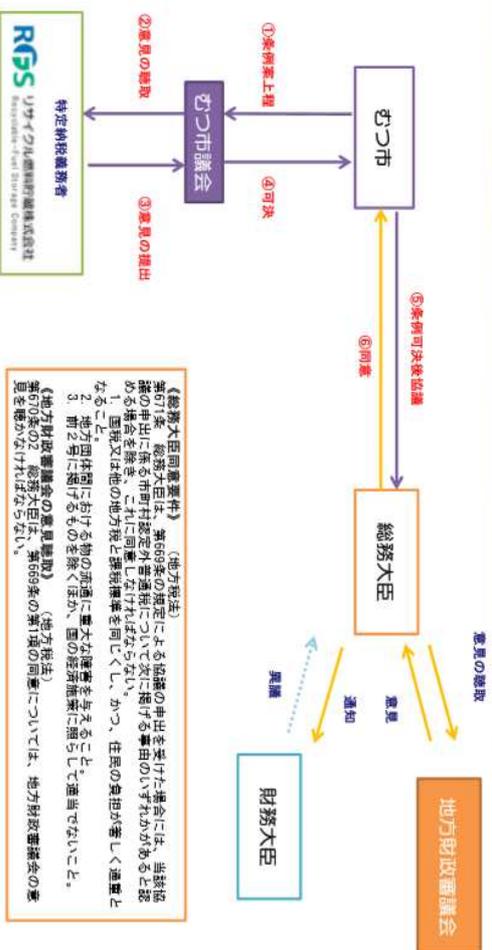
H30. 5月 市町村長会議
H31. 7月 4市町村長懇談会
H31. 1月 下北総合振興期成同盟会
3度に渡り青森県知事に要望

【要請内容】
「青森県核燃料物質等取扱税交付金については、見直しの時期を迎えており、核燃料物質等取扱税の減額及び見込みが伸びている現状を鑑み、配分方法について改善すること。
核燃料物質等取扱税の交付金は、立地市町村への配分額も増やすべき

【結果】
交付限度額について、「30億円以内」と今後税収増があっても市町村配分が増えない内容に制度改正！

2

(参考) 法定外新税創設のプロセス



4

伊方原発 運転差し止め

活断層の調査「不十分」

広島高裁仮処分 火山灰想定も過小

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを山口県の住民が求めた仮処分申立てで、広島高裁は17日、運転してはならないとする決定を出した。森一岳裁判長は、原発付近に活断層がないとした四電の調査は不十分で、阿蘇山(熊本県)の大規模噴火時の想定も過小評価だと判断。原発の運転を差し止めた司法判断は、東京電力福島第一原発事故後は5件目で、うち高裁で2件目。▼2面「規制委の誤り」指摘 14面「決定要旨」 33面「市民目録」

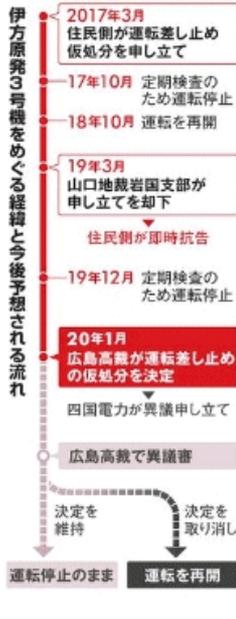
決定の骨子
 ・原発近くには活断層がある可能性は否定できない
 ・だが、四国電力は十分な調査をせずしてはならないとする判断を導いた。主張を認められた住民側が著しく評価した一方、原子力規制委員会と四電は反発した。



四国唯一の原発。加圧水型軽水炉(PWR)の3基がある。2011年の東日本大震災後、定期検査で運転を停止。1、2号機(いずれも出力56.6万kw)は廃炉が決まり、3号機(出力89万kw)は、16年8月に再稼働した。3号機は現在、定期検査のため運転を停止している。

3号機は定期検査で運転を停止中。仮処分はたんに法的拘束力を持つため、今後の司法手続きで覆らない限り、定期検査を終えなくても運転できない。四電は「到底承認できず、速やかに不服申立ての手続きを行いたい」とコメントを出した。今後、保全費を申請した上で、広島高裁で異議申し立てられた。伊方原発から50km圏内にある山口県阿蘇山の住民3人、山口地裁岩国支部が昨年3月、申し立てを却下する決定を出し、不服として広島高裁に即時抗告した。住民側は岩国支部での主張と同様、国内最大規模の活断層「中央構造線断層帯」中央山脈などの噴出量は四電が

阿蘇山の噴火のリスクについて検討。1千人以上の死者が発生する可能性は極めて低く、立地は具体的な危険があるとは認められなかった。一方、破局的噴火に至らない程度最大の噴出量も、火山灰の想定は約35倍に上り、想定は過小だと指摘。これを前提とした規制委の判断も不合理だと述べた。伊方3号機をめぐる12月、阿蘇山の破局的噴火で火砕流の影響を受ける可能性があると、運転を差し止めたが、同高裁の異議審で取り消された。(高橋修成、速報記者)



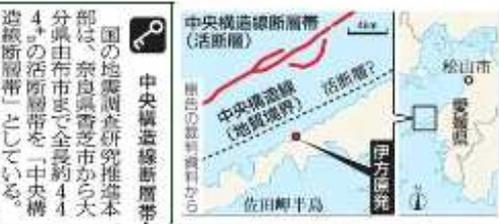
朝日新聞 1月18日

規制委判断「誤り」と指摘

伊方近くに活断層「否定できない」

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)をめぐる、広島高裁決定は活断層と火山といふ二つのリスクから、運転をしないとする判断を導いた。主張を認められた住民側が著しく評価した一方、原子力規制委員会と四電は反発した。

時刻時刻



「今回の即時抗告審で、一番大きな論点だったのは活断層と火山。その二つで我々の主張を認め、画期的な決定だ。住民側は力を尽くす」と、伊方町代表は力を込めた。

伊方原発をめぐるのは、愛媛や広島などで運転差し止め訴訟が起されてきた

「中央構造線断層帯と中央構造線地質境界」の地質調査研究推進本部は、奈良県高市町から大分県由布市まで全長約444kmの活断層帯を「中央構造線断層帯」としている。一方、中央構造線断層帯の付近には、で方が異なる

岩層が古い断層を境に接しているという境界がある。これが今回の決定で焦点となった。「中央構造線(地質境界)」で、伊方原発付近では中央構造線断層帯とは一致しない

「長期評価の記載は宮城県破局的噴火の発生頻度は極めて低く、運転差し止めを命じるほどのリスクはない」と判断した一方、「破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火で、四電が想定する噴出量を大きく超える数十立方メートルが噴出すると指摘。四電の想定は過小で、それを前提とした規制委の判断も不合理だとする結論を導いた。

「現在までに調査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる」と活断層である可能性に言及し、きっかけは、2017年12月に国の地質調査研究推進本部が見直しした阿蘇山の長期評価。佐田半島沿岸

11年の東京電力福島第一原発事故後にできた原発の新規制基準では、敷地から2km以内に避難域がある場合、より厳しい設置基準が要求される。弁護団はこの長期評価の言及に注目。山口地裁岩国支部の審判から活断層の存在を主張した

「昨年3月の同支部決定は、四電による十分な音波調査などが行われている」と述べた。

しかし、広島高裁決定は「長期評価の記載は宮城県破局的噴火の発生頻度は極めて低く、運転差し止めを命じるほどのリスクはない」と判断した一方、「破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火で、四電が想定する噴出量を大きく超える数十立方メートルが噴出すると指摘。四電の想定は過小で、それを前提とした規制委の判断も不合理だとする結論を導いた。

「活断層と火山、どちらか一つの判断だけでも差し止めを認められるくらいなものだ」と評価。司法が新たなハードルに課した二つのハードルに対して、四電側は異議審でさらなる安全性の立証を求められる。(速報記者)

核燃新税「免罪符」の懸念

財政が厳しく来年度にも赤字に転落し、再来年度には累積赤字が発生しかねない。そんなむつ市が8月下旬、新たな財源にしようと「核燃新税」の検討に入った。そこで検討課題にあがっている課税方法の一つに目が行った。

課税相手はRFS社（リサイクル燃料貯蔵）。現在、原発で燃やした使用済み核燃料を長期間貯蔵する施設を造っており、事業開始にあわせて受け入れ時に加えて貯蔵量に応じて税金を取る。

さらに県や市との約束で最長50年とする貯蔵期限を過ぎても使用済み核燃料を搬出なかった場合は、罰金として重たい「累進税」を課してはどうかという内容だ。

同様の課税を検討しているのが、東京電力柏崎刈羽原発を抱える新潟県柏崎市だ。新潟中越沖地震や東日本大震災の影響で七つの原子炉はすべて停止。つまりばなしで一向に搬出されない核燃料に「累進税」をかけたいと考えた。ただ、約束になかった課税方法であるため、スムーズに進んでいないという。だったら、我が方は貯蔵事業が

始まる前に決めておいてはどうかというわけだ。

初会合でのこうしたやりとりを聞いていて、むつ市の使用済み核燃料の「中間」貯蔵施設が「半永久」貯蔵施設になりかねないのではないかと危惧した。

六ヶ所村にある再処理工場が仮に稼働しても、核燃料を再処理した後に出てくる高レベル放射性廃棄物を受け入れてくれる自治体はどこにあるのか？再処理される使用済み核燃料には限りがあり、いったん持ち込まれた使用済み核燃料は、いずれにしても搬出先を見つけるのは容易ではない。

RFS社の親会社は東京電力ホールディングス。同社は福島第一原発事故を招いて以降、実質的に国の管理下にある。むつ市は新税の創設は地方税法に基づいた正当な権利であり、その課税額はRFS社の担税力（税金を支払える能力）などを分析して決めたいとしている。

准国策会社なのだから、担税力なら相当あるだろう。約束違反に対し課す税はあっても不思議ではないが、逆に核のごみ受け入れの免罪符になりはしないかと心配に思う。（伊東大治）

↑朝日新聞9月4日

↓東奥日報1月3日

RFS

中間貯蔵施設(むつ)

むつ市のリサイクル燃料貯蔵(RFS)が使用済み核燃料中間貯蔵施設の安全審査を申請し5年が過ぎた2019年2月、従来の審査方針が大

ヤスク)の安全機能が損なわれる恐れがなく、公衆に放射線障害を及ぼさないなどを新たに審議の対象に据えた。審査は「ずっと行きつ戻り

規制庁審査チーム)に事実上の合格証を得る段階まで進んだ。しかし、RFSは19年12月25日、「19年度下期」として

「合格」遅れ目標に影響

た設工認(設計・工事の法の認可)

大きく転換した。津波が押し寄せても貯蔵建屋が壊れないことの立証から一転、「津波で建屋が損傷」したとしても、使用済み核燃料を保管する金属製容器(キ

つ)(RFS幹部)を繰り返し返した。津波防護の審査は12月の審査会合でようやく収束。1月15日で6年を迎える安全審査は「合格」のめどが立ち

審査終了目標について「現時点で具体的な見通しが得られない」と事実上、先送りを決めた。審査が長引けば「21年度」と見込む事業開始時期にも影響が及びかねない。

むつ市長が意欲

「前市長は「県に対して訴訟も辞さない」という覚悟を持っていたことをこの場で紹介したい」。むつ市の宮下宗一郎市長は6日、市議会一般質問の答弁

で、実父で5年前に亡くなった宮下順一郎・前市長の発言を明かし、市が現在検討している核燃新税を巡って県との間で二重課税問題が起こった場合、県と争ってでも導入する意欲を言葉外ににじませた。

県内10市の中で財政状況が最悪の同市は、東京電力ホールディングスの子会社「リサイクル燃料貯蔵(RFS)」が使用済み核燃料の中間貯蔵施設を稼働させるとしている2021年度から、使用済み核燃料の受け入れと貯蔵に法定外普通税を課すことを検討。税収見込みは当初5年間で94億円との試算も示している。

ただ、この新税は県が六ヶ所村の核燃サイクル施設などに課している核燃料税とほぼ同様の仕組みで、県がRFS社に同様の課税をした場合、二重課税を総務省から指摘される恐れがあるという。

(伊東大治)

特別委設置へ

むつ市議会

むつ市が創設を検討している使用済み核燃料への新税を巡り、むつ市議会は24日の会派代表者会議で、新

税に関する特別委員会を設置する方針を確認した。今後、大瀧次男議長が宮下宗一郎市長に対し、特別委設置を審議する臨時議会を年明け1月中旬にも開会するよう求める。

会派代表者会議終了後、大瀧議長が取材に対し明らかにした。

会議には5会派の代表者と、オブザーバーとして無党派3議員が出席。特別委について①名称は「(仮称)

②定数は22議員全員で構成する。③新税に関する事項を審査する。などの方針を申し合わせた。

特別委の設置は11月、会派「新風むつ」が提案。市議会は会派代表者会議を数回開き、議員の意向を確認するとともに、特別委の体制などを協議してきた。設置に対する異論はなかったという。

大瀧議長は「市のプロジェクトチームによる検討状況の把握、独自の調査研究など、議会としても新税に関して議員が共通理解を得るための組織が必要」と強調。「できるだけ早く特別委を設置し、市側の考えを共有しながら対応していきたい」と話した。

(工藤洋平)

↑朝日新聞12月7日

↓東奥日報12月25日

↑東奥日報12月19日

核ごみ受け入れぬ条例

致で可決した。町には以前、原発計画があり関西電力が土地を取得したままとなっ

和歌山県白浜町議会は18日、町内への核のごみ持ち込みや貯蔵・処分施設の建設を認めない項目を盛り込んだ「安心・安全なまちづくり推進条例案」を全会一

連施設立地の懸念が広まっていることから、市民団体が条例制定の要望書を提出していた。